

EUのCSR新戦略と ビジネスと人権

木下 由香子

欧州連合（EU）中長期戦略は、二〇一〇年三月に発表された二〇二〇年までの一〇年間にわたる欧州新成長戦略「EUROPE2020」である。「賢く成長（Smart Growth）」「持続可能な成長（Sustainable Growth）」「包摂的な成長（Inclusive Growth）」を三つの相互補完的課題として掲げ、欧州の着実な成長を目指している。この戦略を推進する構成要素のひとつ「産業政策枠組み構築のためのイニシアティブ」の一部として、欧州委員会は二〇一一年一〇月二五日、「CSRに関するEU新戦略二〇一―一四」と題された新しいコミュニケーションを発表した⁽¹⁾。コミュニケーションとは欧州委員会が今後の方針を示す政策文書である。このなかで国連のビジネスと人権に関する指導原則は、欧州が協調すべき重要な「国際的に認知され

たスタンダード」のひとつとして扱われている。社会的包摂性を高め、競争力をもたらず政策とされていたCSRは、二〇〇八年に始まった経済金融危機が欧州経済を飲み込み、政府ならびに企業に対する市民の信頼が著しく低下したため信頼を取り戻し、持続可能な成長を目指す政策としての役割をも担うようになった。本稿では、こうした流れを背景に策定されたEUのCSR新戦略と、その重要課題に位置付けられたビジネスと人権の分野に焦点をあてる。

●「CSRに関するEU新戦略」新コミュニケーション発表までの長い道のり

失業問題に端を発し、社会の包摂性を高める施策として生まれた欧州のCSRは、政府だけでは解決できない社会問題解決のため、

政府が規制を作り、それを企業が守るという一方通行の政策の代わりに、政府、企業、NGO・市民社会などが双方方向の議論を重ね、様々なステークホルダーが解決のための施策を統合していくことで、社会的目標達成を目指す新たな試みである。こうすることでより効果的に問題解決に向かうと同時に、欧州全体の価値を高め、競争力をつけることができる。従って欧州におけるCSRは公共政策の一部であり、その政策議論は常にマルチステークホルダーで進めることを前提とする。

欧州CSR政策の方向性を決める議論は、約二年に一度開催されるEUマルチステークホルダーフォーラムで行われる。欧州におけるCSRに関する政策議論は当初、CSRがボランティアかマンデトリーかという点に集中した。

CSRは企業の自主的な活動であると主張する企業側と、CSR自体を義務化する必要があると考えるNGOが真つ向から対立した。議論はなかなか進まず、当初の発表予定から約二年も遅れた二〇〇六年、欧州委員会は「CSRとは企業が社会および環境についての問題意識を、自主的に自社の経営およびステークホルダーとの関係構築に組み入れる概念」と定義したコミュニケーションを発表し⁽²⁾、一旦は決着がついたようにみえた。ところがCSRは企業の自主的な活動という定義に対し、それまでCSRの規制化を求めていたNGO側が猛反発をし、同年二月に行われたEUマルチステークホルダーフォーラムへの参加をボイコットし、議論を事実上解消してしまつた。事態を深刻に受け止めた欧州委員会は、その後約二年間かけてNGOとの対話を通じて、マルチステークホルダーの議論の場の再構築に努力した。一方、NGO側もグリーンピース、アムネスティ・インターナショナル、オックスファムなど二五〇以上のNGOをコーディネートする団体、ECCJ（European Coalition for Corporate Justice）を設立し意見

の一本化を図り、社会派の欧州議員などを味方につけ、欧州委員会との議論を続けた。両者の関係構築の議論を経て、重要課題として出てきたのが、「ビジネスと人権」と「非財務情報開示」であった。ECCJは発足当初から、企業環境および人権侵害に関するアカウンタビリティを向上させることを目標に、①親会社の外国にある子会社の行いに関する法的責任、②親会社の責任が及ぶ範囲において人権と環境侵害を防止するため、必要なステップをとる注意義務、③大企業に対する、環境と人権への影響とリスクに関するレポートの義務化の三つの分野における多国籍企業の規制構築を訴えた。

●ラギーフレームワークの影響

一方、益々グローバル化する多国籍企業による人権侵害が国際的にも重要な課題となり、二〇〇八年にビジネスと人権に関する国連「保護、尊重および救済」枠組み、いわゆるラギーフレームワークが採択された。同枠組みは、繰り返される企業が関与する人権侵害の解決に、①分散しがちな議論に国際的な権威を持つ文書を作る

こと、②マンドトリーカボランタリーかの議論を超えて公的・私的なガバナンスシステムが独自の価値を付加できる新しい規制のダイナミズムを作ることを目的にしている⁽³⁾。人権に関する国際的なイニシアティブとしては、OECD多国籍企業行動指針、国連グローバルコンパクトなどがすでに存在していたが、これらは企業を対象とし、企業の自主的な行動に頼るところが大きかった。しかし、ラギーフレームワークは、国家の人権を守る義務と企業の人権を尊重する責任とを明確に区別する。欧州委員会はこのテーマを重要課題とする理由について、「国家ではなくとも、欧州連合という国家共同体として同じく義務が生じると解釈した」と説明する。また「世界のCSRのリーダーを目指している欧州として、この分野はCSRの概念を覆す大きな意味を持つと直感的に思った」という当時のCSR担当官の言葉を筆者は記憶している。

NGOを含むマルチステークホルダーでの議論を目指していた欧州委員会は、国連「保護、尊重および救済」枠組みに後押しされる形で、ビジネスと人権の分野に取

り組むようになる。欧州委員会の努力もありNGOが議論に戻ってきた二〇〇九年開催のマルチステークホルダーフォーラムでは、当時のフェアホイゲン企業担当欧州委員が「ビジネスと人権」と「非財務情報の開示」のテーマの重要性に言及している⁽⁴⁾。そして翌年末に行われた次のマルチステークホルダーダイアログでは、この二テーマを重要項目に含む新CSR戦略の方針について議論が行われ、二〇一一年の発表へ実を結んだ。

●「CSRに関するEU新戦略」が示した方向性

欧州委員会の二〇一一年の「CSRに関するEU新戦略」コミュニケーション（以下新コミュニケーション）の主なポイントは、①CSRの定義の変更、②CSRの範疇の拡大、③グローバルなアプローチへの協調、そして④具体的な行動計画の四点である。なかでも最も大きな功績は内容の曖昧さから理解が難しいとされたCSRの定義を変更したことにより、ボランティア対マンドトリーの議論に終止符を打ったことである。新しい定義は「企業の社会へのイ

ンパクトに対する責任」となった。インパクトはポジティブなものとながティブなものがあり、企業はそれら両方に責任を持つという考えに基づく。インパクトという言葉を使うことにより、CSRはそれまでの企業の自主的な活動に支えられたCSRから、企業活動の社会に与える負の影響を最低限に抑制するための法的規制も範疇に入れた規制措置と従来の自主的活動のスマートミックスを基本とするCSRへと変化した。

また、新コミュニケーションがカバーする内容は、CSRの促進、企業への信頼度の測定、自主規制プロセスの向上、市場の評価促進、非財務情報開示の促進、教育・研究・トレーニングへの統合、加盟国レベルのCSRの促進、CSRのグローバルアプローチへの協調の八分野にわたり、具体性を持たせるために三〇を超える行動計画が記載されている。なかでも「グローバルアプローチへの協調」の項目は具体的行動の数が多い。欧州がCSRを促進するためには、欧州だけのルールを作るのではなくグローバルなアプローチに合致させた政策を採るべきだとの考えは、CSRを企業の競争力

推進の施策のひとつとして進めてきた欧州政府ならびにビジネス側の意向が一致する点である。新コミュニケーションは、グローバルなアプローチを助ける国際的に認知されたCSRの原則ならびにガイドラインとして、OECD多国籍企業行動指針、ISO26000、グローバルコンパクト、ILO多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言、国連ビジネスと人権に関する指導原則の五つを定めている。具体的には、①国際的に認知されたCSRの原則ならびにガイドラインの促進に努めるとともにそれらをEUのCSR政策に取り入れていくこと、②ビジネスと人権に関する国連指導原則を実践すること、③世界の他の国や地域との関係のなかでCSRを進めていくことの三つをあげている。

● 欧州委員会のビジネスと人権に関するガイドランス文書

欧州委員会は中小企業のためのガイドランス文書と三種類のセクター別ガイドランス文書を作成した⁽⁵⁾。いずれのガイドランス文書も欧州に特化したものではなくグローバルに汎用性を持たせることを目指し、広範囲のパブリックコ

ンサルテーションとマルチステークホルダーの会合を経て作成された。二〇一二年一月に発行された中小企業向けのガイドランス文書は、国連指導原則が企業に求める基本的概念が大変わかりやすく解説されており、EU公用語以外にも日本語やトルコ語を含む合計二十五言語に翻訳され、中小企業のみならずこの分野に初めて取り組む企業にとって価値ある解説書となっている。一方、セクター別ガイドランスは、人権問題の深刻さ、既存のガイドランスの有無、そして他部門への影響や活用可能性などを基準に職業紹介事業、情報通信技術（ICT）そして石油ガス業界の三分野を選定し作成された。特にICT分野に関するガイドランス文書には、筆者も関係する

在欧日系ビジネス協議会（JBC E・欧州で活動する六〇社以上の日系企業が集まる産業団体）や経済産業省がサポートするCSR研究会もコンサルテーションに貢献した⁽⁶⁾⁽⁷⁾。セクター別ガイドランス文書はいずれも九〇ページを越す膨大なものになっているが、各セクターにおける代表的な人権侵害の状況とその背景、指導原則が求める人権デューデリジェンスの

取るべきステップを数々の実例を取り入れながら解説している。ビジネスが人権を侵害しない責任を全うするには、プロセスが重要であり、結果報告のみを目的としたチェックボックス式では解決がつかない。そのため、ガイドランスには利用者がプロセスに注視する考え方を持つことができるような質問を挿入するなど、工夫が施されている。

● CSR政策から他の政策へ

新コミュニケーション発表後、「ビジネスと人権」は二つの方向に政策の広がりをみせている。ひとつは加盟国レベルへの浸透であり、もう一方は他の政策への広がりだ。

新コミュニケーションでは、加盟国に国連指導原則を実践するための行動計画策定を推奨している。イギリスが先陣を切って二〇一三年九月に、オランダが一二月に発表し、スペインもドラフトを公開した。欧州委員会雇用総局は加盟国の行動計画の策定実施状況について調査を行っており、二八加盟国中、CSRまたは人権に特化した行動計画を策定中（または策定済み）の国は二四カ国に上る。具

体的にすでに議論が始まっている加盟国は、スペインに加え、フランス、デンマーク、スウェーデン、イタリアなどがある。イギリスとオランダの行動計画は、ともに国連指導原則に基づき、国家の義務を確認するものであり、対外政策、公共調達の分野の重要性に言及し、自国企業の第三国における人権侵害に対して注意喚起している。しかし、いずれも罰則規定などは織り込まれず、その効力に対し疑問を投げかけるNGOも多い。

欧州委員会はEU独自のビジネスと人権に関する現状と優先事項をまとめた報告書を今年中に発表する予定だ。またビジネスと人権に関する国家行動計画の推進についてはEUを超え、国連においても議論が進んでいる。

「ビジネスと人権」は、EUの他の分野の施策にも積極的に取り入れられ始めている。二〇一四年一月一日に欧州議会において採択された新しい公共調達指令では、値段だけではなく新たに、「質」「環境配慮」「社会面」「労働」そして製品・サービスの「ライフサイクルコスト」を配慮に重きを置いた新しい基準を設け、従来の安さだけを理由に公共調達を発注す

ることがないように注意する。開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率を適用する一般特惠関税制度のGSP+では、二〇一四年一月一日より国際労働基準を含む国際的な人権スタンダードを申請国に求めるようになった。また現在進行中の対外貿易交渉や近年結ばれた韓国やシンガポールとの自由貿易協定には包括的なサステナビリティ条項を取り入れている。この条項を入れることにより、環境の保護、労働条件などを含む社会的側面の発展そして市民社会の関与などを規定する。現在交渉が継続している日本とEUの自由貿易交渉においてもサステナビリティ条項が設けられるであろう。また非財務情報開示を促すために改正された会社法指令では、企業に対し最低でも環境、社会、従業員に関する側面、人権、汚職・贈賄防止の情報開示を義務づけることになった。アメリカですでに施行されているドッド・フランク法は紛争地域での武装勢力への資金の根拠を絶つことを目的に紛争鉱物に関するデューデューリジェンスを川下企業に求め、情報開示を義務化した。欧州において

も、これに対応する新たな法案の議論が始まっている。欧州委員会は世界の紛争地域における企業活動が人々の生活を悪化させる紛争の火種とならぬよう、新たな法制度だけでなく、EU外交、貿易、公共調達の分野を通じても働きかけを行う方針だ。

●終わりにかえて

今年中に欧州委員会は、新たな二〇一〇―一四年のCSR戦略に関するパブリックコンサルテーションを行い、過去三年間の達成度を検証し戦略の見直しを行う。コンサルテーションでステークホルダーの声を集め、一月にはEUマルチステークホルダーフォーラムが開催される予定だ。今年度は、欧州委員会、欧州議会はそれぞれ五年の任期を終え、新たな欧州政府が構成される年でもある。新欧州政府の方針が今後のCSR政策にどのような影響を与えるかは未知数である。しかし社会に与えるネガティブなインパクトに対する企業の責任はますます重要になり、それをいかに特定し、防ぎ、緩和するかが今後の企業の競争力を決める要素となることは確かだ。複雑なサプライチェーン、

ビジネス関係を持つ企業は、現状を把握するだけでも時間がかかる。早めに社内にデューデューリジェンスのプロセスを構築することが競争力につながると考える欧州企業は多い。もちろん、企業内だけで取り組んでも目的は達成しない。企業間、および政府との協力、そして国際的な連携が必要である。また欧州委員会の視点は、

のため、比較的価値観が似ていると言われる日・EUの企業と政府がともに協力できる分野であり、持続可能な成長と競争力を社会にもたらすためにその他の政策の基礎となる重要な分野であると筆者は思う。

《注》

- (1) COM (2011) 681 final
- (2) COM (2006) 136 final
- (3) John Gerard Ruggie, (2013) "Just Business", W.W Norton & Company.
- (4) http://europa.eu/rapid/press-release_SPEECH-09-53_en.htm?locale=en
- (5) http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sustainable-business/corporate-social-responsibility/human-rights/index_en.htm
- (6) 在欧日系ビジネス協議会コメント : http://www.jbce.org/document/document_page_456.aspx?category=2
- (7) CSR研究会 (ICI企業) コメント : <http://www.ihrb.org/pdf/eu-sector-guidance/ICT/CSRForum-Japan.pdf>